

報道関係者各位

令和6年12月5日
感染症対策センター 感染症対策グループ
感染症対策監 遠藤 攝
電話 055-223-1490

山梨県のインフルエンザの発生状況について (流行期入り)

令和6年第48週(11月25日～12月1日)の感染症発生動向調査結果(速報値)は次のとおりです。

インフルエンザの定点あたり報告数：2.10人^{※1}

流行期入りの目安となる1.00を上回ったことから、山梨県はインフルエンザの流行期^{※2}に入ったと考えられます。

今後、県内で患者が増えることが予想されるため、予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1 定点数41医療機関の合計報告数86人 $86 \text{ 人} \div 41 \text{ 医療機関} = 2.10 \text{ 人}$

※2 県内全体で定点1医療機関あたりの報告数が 1.00を超える 流行期入り
保健所管内で定点1医療機関あたりの報告数が 10.00以上 注意報レベル
保健所管内で定点1医療機関あたりの報告数が 30.00以上 警報レベル

【直近の数値】

週	人数	定点あたり報告数
48週(11/25～12/1)	86	2.10
47週(11/18～11/24)	30	0.73
46週(11/11～11/17)	38	0.93
45週(11/4～11/10)	8	0.20
44週(10/28～11/3)	9	0.22

参考：直近の流行期入りは、令和5年第37週(9月11日～9月17日)です。

インフルエンザの特徴や予防などについては、こちらをご覧ください。

【やまなし感染症ポータルサイト】

<https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/influenza.html>

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避けるようにしましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

●高熱が出る、呼吸が苦しいなど体調が悪い場合は

- ✓ 早めの医療機関の受診をご検討ください。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。

※学校保健安全法では、発症してから 5 日間、かつ、熱が下がった後 2 日間（幼児は 3 日）は自宅で休息を取ることになっております。

なお、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童生徒等が学校に復帰する場合には、治癒証明書や陰性証明書の提出は原則として不要とされています。